

認可外保育施設等を利用される方へのご案内

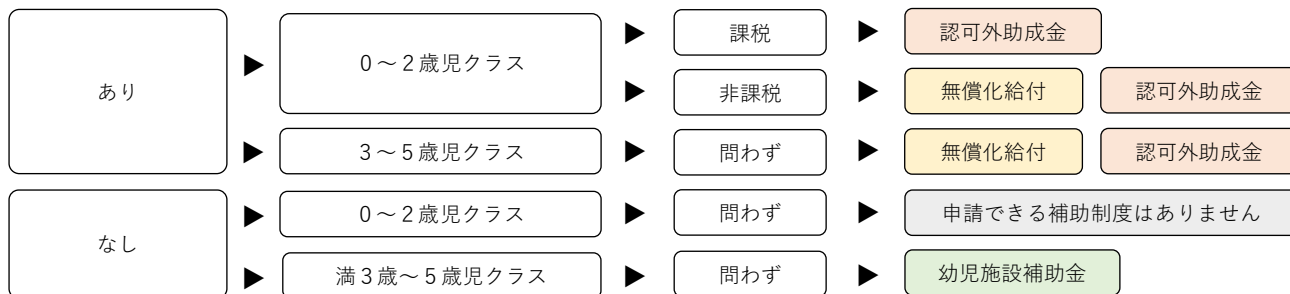
認可外保育施設等に関して、三鷹市には3つの補助制度があります。

- 幼児教育・保育無償化に係る子育てのための施設等利用給付認定（以下、「無償化給付」と記載）
- 三鷹市認可外保育施設利用助成金（以下、「認可外助成金」と記載）
- 認可外幼児施設利用補助金（以下、「幼児施設補助金」と記載）

つきましてはSTEP1~4をご確認いただき、対象となる補助金がある場合は、提出期限までに三鷹市子ども育成課まで書類をご提出ください。

STEP.1 ご自身の状況に当てはめ、対象となりうる補助金を確認してください。

1. 保育の必要性は？ ▶ 2. お子さんのクラス年齢は？ ▶ 3. 市民税は？ ▶ 4. 対象となりうる補助金はこちらです



※ 保育の必要性とは

就労（月48時間以上）、妊娠・出産（分娩予定月とその前後2か月の合計5か月間）、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、就学、求職（最大3か月間）などの理由により、父母それぞれが日中おさまの保育にあたれない状況をいいます。

STEP.2 利用施設がそれぞれの補助制度の対象施設となっているかを確認してください。

認可外助成金

（東京都認証保育所）まなびの森 保育園三鷹プチ・クレイシュ、あきやま保育室、HOPPA こども愛々保育園三鷹、エトワール保育園三鷹駅前、さくらんぼ保育室、ポピンズナーサリースクール三鷹、保育園トキ三鷹駅前園、春ひな保育園、三鷹すみれ保育園、武蔵野プチ・クレイシュ、風の子保育園、ポピンズナーサリースクール武蔵野、ポピンズナーサリースクール武蔵野タワーズ、ポピンズナーサリースクール武蔵境、マジオたんぼ保育園吉祥寺、八丁はなみずき保育園、ポピンズナーサリースクール京王つつじヶ丘、ゆらりん仙川保育園、木下の保育園 つつじヶ丘
 （認可外保育施設）NAS KIDS UNIVERSITY MITAKA、キッズデュオインターナショナル三鷹、こひつじ国際共育センター、つぎあてポッケ、コモドルーム、国立天文台保育ルーム星の子、すくすく保育園、はちのご保育園、キンダーガルテンなのはな園、Musashi International School Tokyo、アオパバイリンガルプリスクール
 （企業主導型保育施設）ten kids 三鷹台園、ふぁみりあ保育園、さくら保育園、ひばりの保育 仙川のいえ、ぴかぴか保育園 みたか駅、オハナレア吉祥寺園、保育ルーム すまいる 三鷹駅南口園、まどみ保育園三鷹、三鷹げんきグローバル保育園、みたかだいナーサリー、キッズナーサリー三鷹の森園
 ※ 市内園と一部の三鷹市民の利用が多い市外の認証保育所のみ記載、市外園については東京都福祉保健局のホームページからご確認ください。

無償化給付

【特定子ども・子育て支援施設】（認可外保育施設）まなびの森 保育園三鷹プチ・クレイシュ、あきやま保育室、HOPPA こども愛々保育園三鷹、エトワール保育園三鷹駅前、さくらんぼ保育室、ポピンズナーサリースクール三鷹、保育園トキ三鷹駅前園、春ひな保育園、三鷹すみれ保育園、NAS KIDS UNIVERSITY MITAKA、キッズデュオインターナショナル三鷹、国立天文台 星の子、井之頭病院 すくすく保育園、はちのご保育園、キンダーガルテンなのはな園、Musashi International School Tokyo、アオパジャパンバイリンガルプリスクール、こひつじ国際共育センター
 （ベビーシッター）省略、（一時預かり事業）椎の実子供の家、第二椎の実子供の家、みたか小鳥の森保育園こすずめ、みたかつくしんぼ保育園、弘済保育所（おひさま保育園）、にじいろ保育園三鷹下連雀、ケンパ井の頭（分園）、HOPPA たかの子、三鷹どろんこ保育園、三鷹ちしろの木保育園、三鷹西野保育園、三鷹駅前保育園 ※トワイライトステイは対象外、三鷹赤とんぼ保育園、スポット保育園 チューリップ、三鷹市子ども発達支援センター一時保育ほしのご、三鷹台幼稚園、あかね保育の会一時保育 びわのき、（病児保育）あきやまルーム、ポピンズルーム杏林、
 （子育て援助活動支援事業）みたかファミリー・サポート・センター ※ 送迎のみの利用分は対象外
 ※ 市内園のみ記載、市外園については施設所在地の区市町村ホームページからご確認ください。

幼児施設補助金

キッズデュオインターナショナル三鷹、キンダーガルテン なのはな園、アオパジャパンバイリンガルプリスクール、Musashi International School Tokyo、NAS KIDS UNIVERSITY MITAKA、森のようちえんハーモニー
 ※ 記載のない施設でも、施設所在地の区市町村が多様な集団活動事業の利用支援事業の対象として認定された施設は補助対象となります。

STEP.3 対象となる補助金がある場合は、補助の概要を確認してください。

認可外助成金

(正式名称) 三鷹市認可外保育施設利用助成金

1. 対象者 (次のすべてに当てはまる方)

- ① 父母に保育の必要性があり、認可外保育施設に入所している月の初日に三鷹市に住民登録があること。
- ② 各月初日に月 120 時間以上の利用契約を月極または年間契約で結んでいること。(一時預かり及び月途中の入所、入園児の育児休業中は対象外)
- ③ 保育料を滞りなく納入していること。

2. 助成額

東京都認証保育所・認可外保育施設

年齢	区分	補助内容	月額上限助成額
0～2歳	生活保護・市民税非課税世帯	基本保育料と無償化給付(42,000円)の差額を支給	25,000円
	市民税課税世帯	平均保育料(67,000円)と所得に応じた認可保育園平均保育料の差額を支給	5,000～67,000円
3～5歳	全世帯	基本保育料と無償化給付(37,000円)の差額を支給	20,000円

※ 住民税非課税世帯とは、対象児童と同居している家族全員について、住民税が非課税となっている世帯です。

企業主導型保育施設

年齢	区分	補助内容	月額上限助成額
0～2歳	市民税課税世帯	平均保育料(37,000円)と所得に応じた認可保育園平均保育料の差額を支給	5,000～37,000円

※ 0～2歳児の生活保護世帯・非課税世帯、また3～5歳児は無償化給付により平均保育料が補填されるため、対象外です。

0～2歳クラスの市民税課税世帯の助成額の詳細

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		助成額(上限額)			
		認証保育所・認可外保育施設		企業主導型保育施設	
		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A階層	生活保護世帯または里親	25,000円	25,000円	0円	0円
B階層	市民税非課税世帯	25,000円	25,000円	0円	0円
C階層	市民税が均等割の額のみ世帯	65,000円	67,000円	35,000円	37,000円
D階層	市民税が96,500円未満	56,000円	67,000円	26,000円	37,000円
	市民税が96,500円以上274,100円未満	36,000円	67,000円	6,000円	37,000円
E階層	市民税が274,100円以上428,300円未満	15,000円	67,000円	5,000円	37,000円
	市民税が428,300円以上611,000円未満	10,000円	67,000円	5,000円	37,000円
	市民税が611,000円以上	5,000円	67,000円	5,000円	37,000円

3. 交付までの流れ

市が施設に在園状況等を確認し、3か月分の助成金について8・11・2・5月末に交付決定通知を送付し、登録口座へ助成金を振り込みます。

無償化給付

(正式名称) 幼児教育・保育無償化に係る子育てのための施設等利用給付

1. 対象者

- ① 父母に保育の必要性があること。
- ② 0～2歳児クラス在園の場合、対象児童と同居している家族全員について、住民税が非課税であること。

※ 企業主導型保育施設の在園児は無償化給付の対象外です。

2. 給付額

クラス年齢	認定名称	月額上限額	備考
0～2歳児クラス	子ども・子育て支援法第30条の4第3号	42,000円	住民税非課税世帯のみが対象
3～5歳児クラス	子ども・子育て支援法第30条の4第2号	37,000円	

※ 幼稚園や認可保育所等と認可外保育施設を併用した場合、無償化の対象となるのは幼稚園や認可保育所等の利用料のみです。

※ 令和7年4～8月までは令和6年度の課税状況、令和7年9月～令和8年3月までは令和7年度の課税状況にて判定します。

3. 交付までの流れ

- ① 申請または現況確認：申請書類一式を市へ提出してください。
- ② 交付申請(請求)：交付申請書に利用施設が発行する「提供証明書」と「領収書」を添付して、市へ提出してください。(年4回)
- ③ 交付決定：市で審査のうえ、対象保護者へ交付決定通知を送付し、登録口座へ振り込みます。

幼児施設補助金

(正式名称) 三鷹市認可外幼児施設利用補助金

1. 対象者 (次のすべてに当てはまる方)

- ① 認可外幼児施設に入所している月の初日において三鷹市に住民登録があること
- ② お子さんが平成31年4月2日～令和5年4月1日生まれであること (ただし、支給対象となるのは満3歳に達した月以降に限る。)
- ③ 在籍する認可外幼児施設に保育料を滞りなく納入していること
- ④ 幼児教育・保育の無償化の認定を受けていないこと

2. 助成額

月額 20,000 円 (所得制限なし。ただし、実際に施設に支払った保育料を限度とする。)

3. 交付までの流れ

市に申請後、施設が保護者に代わって、6月・9月・12月・3月に3か月分ずつ保育料納入証明書を市へ提出します。
市での審査の上、保護者へ交付決定通知を送付し、登録した保護者口座へ補助金を振り込みます。

STEP4 必要書類を確認し、三鷹市子ども育成課へ期限までに提出してください。

【A】認可外助成金のみを申請する場合

< 提出書類 >

- ① 三鷹市認可外保育施設等の利用に関する申請書
- ② 父母の保育の必要性を証明する書類
- ③ 住民税課税 (非課税) 証明書もしくは海外収入書類 ※該当者のみ

〔 令和6年中に三鷹市に転入した方: 令和6年度課税 (非課税) 証明書
令和7年中に三鷹市に転入した方: 令和6年度課税 (非課税) 証明書および令和7年度課税 (非課税) 証明書
令和5年または6年中に海外収入があった方: 同年中の海外収入の総支給額が分かる書類 〕

< 提出期限 >

令和7年6月30日(月) ※提出期限を過ぎても、令和8年3月10日(火)までは書類の提出を受け付けます。

【B】無償化給付と認可外助成金を申請する場合

< 提出書類 >

- ① 三鷹市認可外保育施設等の利用に関する申請書
- ② 父母の保育の必要性を証明する書類
- ③ マイナンバーカード貼付台紙 ※無償化給付を初めて申請する方のみ
- ④ 住民税非課税証明書 ※0～2歳児の非課税世帯のみ

〔 令和6年中に三鷹市に転入した方: 令和6年度非課税証明書
令和7年中に三鷹市に転入した方: 令和6年度非課税証明書および令和7年度非課税証明書
令和5年または6年中に海外にいた方: 同年中の海外収入の総支給額が分かる書類 〕

< 提出期限 >

施設利用開始日まで(必着)

〔 ・令和7年4月1日からの認定をご希望の方→令和7年4月1日(火)まで (必着)
・無償化給付の認定を既に取得している方→令和7年6月30日(月)まで 〕

※ 認定開始日は、市へ申請書類が提出された日もしくは書類提出日以降の施設利用開始日となります。

原則として認定開始日から遡って無償化給付金をお支払いすることはできません。

※ 無償化給付の認定保持者は、毎年、保育の必要性が継続しているか (現況届) を市に届け出る必要があります。

【C】幼児施設補助金を申請する場合

< 提出書類 >

- ① 三鷹市認可外保育施設等の利用に関する申請書

↓ 郵送で提出する方はこちらの宛名を切り取ってご利用ください。

< 提出期限 >

令和7年6月30日(月)

※提出期限を過ぎても、令和8年3月10日(火)までは書類の提出を受け付けます。

〒181-8555

三鷹市野崎1-1-1

三鷹市子ども政策部子ども育成課

保育施設係 行

(認可外保育施設等の利用に関する申請書在中)

【A～C】共通

< 提出及び問合せ先 >

三鷹市子ども育成課 (三鷹市役所本庁舎4階46番窓口)
電話: 0422-29-9672 (直通)

認可外助成金

無償化給付

幼児施設補助金



この書類は、各補助制度の概要を説明するものです。
 詳細については、三鷹市ホームページをご確認いただくか、
 子ども育成課（0422-29-9672）へお問い合わせください。
 左記のQRコードを読み取りいただきますと、各補助制度の
 ページをご覧ください。

保育を必要とする事由とそれを証明するための必要書類一覧

保育を必要とする事由		必要書類
1	<p>就労の方 (外勤・自営業)</p> <p><small>* 自営業：本人・三親等以内の親族が 代表者の法人組織等で勤務している方</small></p>	<p>① 「就労（予定）証明書」（所定様式） ※有効期限 発行日から3か月以内</p> <p><small>* 勤務先に記入を依頼する際は、記載要領を必ずお渡しください。 * 勤務日数、給与支給実績、育児休業期間等、記入漏れが無いものをご用意ください。 * 産前産後休暇、育児休業の場合も書類の提出が必要です。</small></p> <p>② 「スケジュール表」（所定様式）</p> <p><small>* シフト制や複数の就労先で就労している等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。</small></p> <p>※ 月48時間以上の雇用契約及び就労実績を満たしていることが最低要件となります。</p> <p>※ 申請児童の育児休業中の場合は、復職後、「復職証明書」（所定様式）を提出ください。</p>
2	<p>就職内定の方</p>	<p>① 「就労（予定）証明書」（所定様式）</p> <p>② 「スケジュール表」（所定様式）</p> <p><small>* シフト制や複数の就労先で就労する等により就労時間が不規則な場合は提出が必要です。 ↓就労を開始したら、③④をご提出ください。</small></p> <p>③ 「就労開始証明書」（所定様式）</p> <p>④ 就労後3か月分の給与明細書の写し（就労先より発行後、毎月提出）</p>
3	<p>求職中の方</p>	<p>① ハローワーク受付票の写し（ハローワークで発行）</p> <p>※認定期間は3か月間です。</p>
4	<p>出産予定の方</p>	<p>① 母子手帳の写し（表紙及び出産（分娩）予定日の記載があるページ）</p> <p>※認定期間は出産月とその前後2か月の計5か月間です。</p>
5	<p>病気治療中の方</p>	<p>① 診断書（最近3か月以内に発行された保護者が保育にあたれない状況と通院頻度が明記されて <u>いるもの</u>）、もしくは特定医療費（指定難病）医療費受給者証の写し</p>
6	<p>心身に障がいのある方</p>	<p>① 身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し</p>
7	<p>介護、看護に あたっている方</p>	<p>① 「介護・看護状況申告書」（所定様式）</p> <p>② 被介護者・被看護者の診断書（最近3か月以内に発行されたもの）、または身体障害者手帳・ 愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳等、介護、看護を必要な状況がわかるもの</p> <p>③ 「スケジュール表」（所定様式）</p>
8	<p>就学中の方</p>	<p>① 在学証明書</p> <p>② 「スケジュール表」（所定様式）</p>
9	<p>ひとり親の方</p>	<p>① 戸籍謄本の写し等家庭の状況がわかるもの、または離婚の受理証明書、ひとり親世帯 が受けることのできる手当の受給証明（児童育成手当）等</p> <p><small>※ 離婚調停中の場合：調停中であることを証明する裁判所の書類等（父母の住民票が同一でない場合のみ） ※ 内縁関係、同棲関係、離婚後同居している等の場合には、証明書類が提出されても、ひとり親世帯とは認めら れません。</small></p>

※ 所定様式は、市役所本庁舎4階46番窓口で配布しているほか、「みたかきっずナビ (<https://kosodate-mitaka.mchh.jp/>)」からダウンロード可能です。

※ 申請書類は父母それぞれの書類が必要です。（ひとり親の場合はひとり親の証明と、母または父の保育の必要性を証明する書類が必要です。）

【保育の必要性の要件が変わった場合】

世帯の状況や就労など保育の要件に変更があった場合は、「家庭状況変更確認書」（所定様式）と要件を証明する書類を揃え、速やかに子ども育成課へ提出してください。